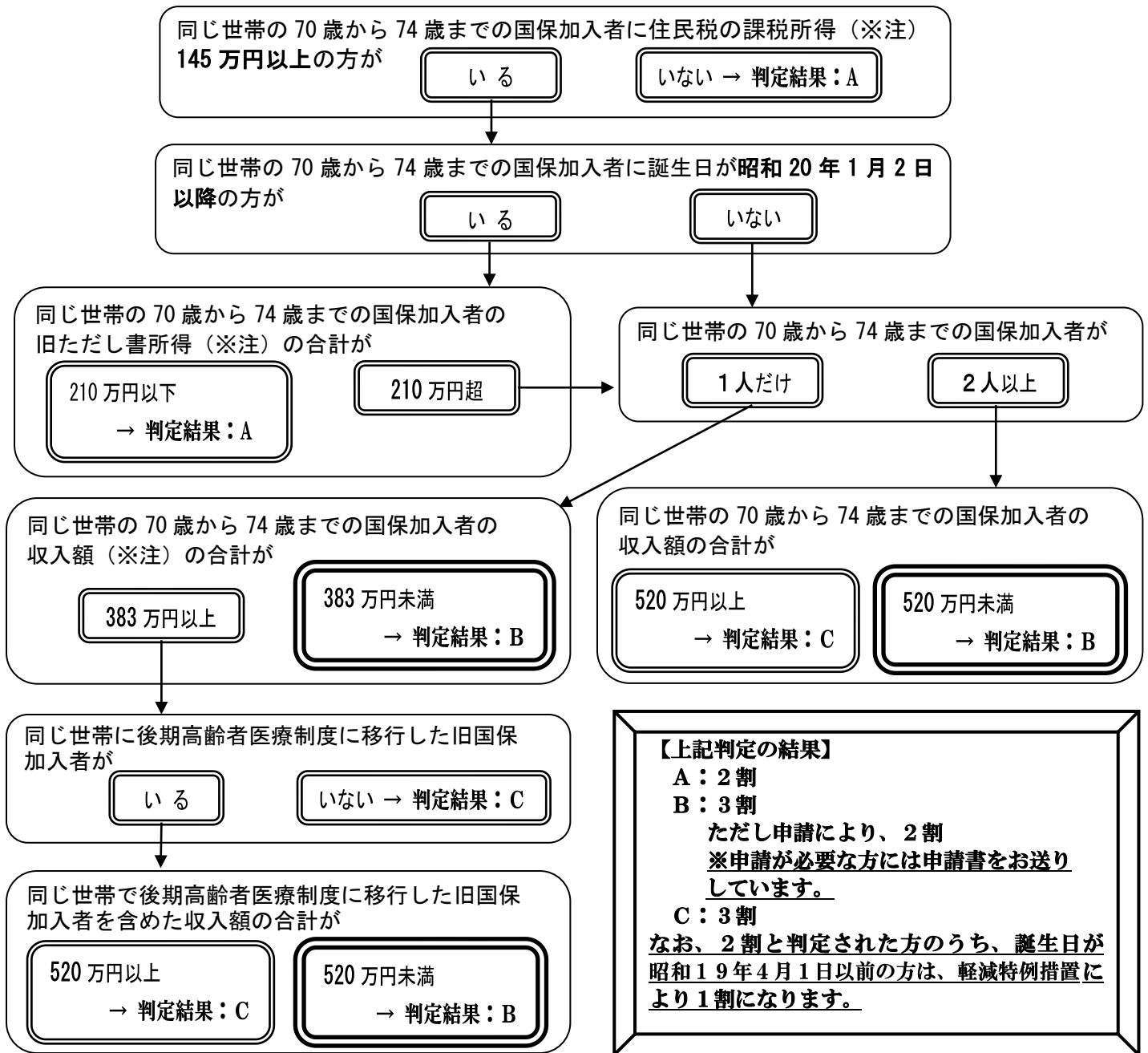


# 国民健康保険高齢受給者証の一部負担金の割合の判定

高齢受給者証の一部負担金の割合の判定方法は、次のとおりです。



注) 毎年8月に所得の判定年度が切り替えとなり、前年(1月～7月は前々年)の状況によって一部負担金の割合が決定されます。

**住民税の課税所得とは・・・** 総所得金額等から住民税の各種控除の合計を差し引いた金額

○12月31日現在で次の場合は、住民税の課税所得からさらに調整控除を差し引きます。

| 条 件   | 調整控除の額  |
|---|---|
| 本人が世帯主であって、同じ世帯に合計所得金額が38万円未満の19歳未満の国保加入者がいること。 | ・16歳以上19歳未満の国保加入者1人につき、12万円<br>・16歳未満の国保加入者1人につき、33万円 |

**旧ただし書所得とは・・・** 総所得金額等から基礎控除額330,000円を控除した金額（マイナスの場合は0円）

**収入額とは・・・** 給与収入・・・給与所得控除前の金額  
年金収入・・・公的年金等控除前の金額  
その他の収入(不動産、事業、一時、譲渡等)・・・必要経費を引く前の金額

【お問合せ先】 八戸市国保年金課 10番窓口 TEL 43-9384 (直通)